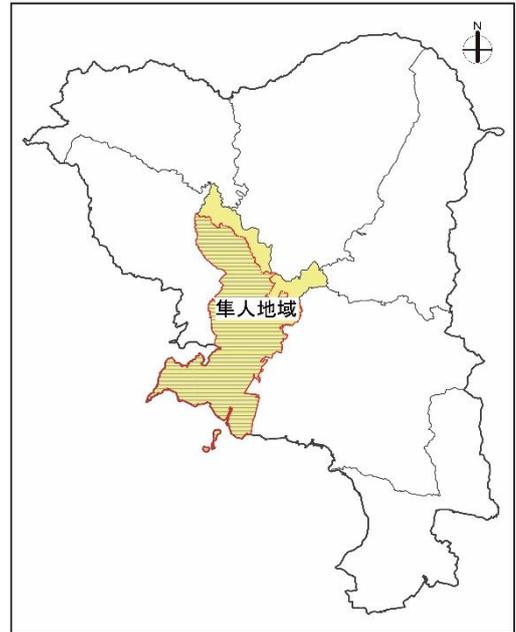


7. 隼人地域

7-1 地域の現況特性と主要課題

(1) 現況特性

- ① 隼人地域は、国分地域とともに市の中心となる市街地を形成する地域で、隼人道路、東九州自動車道、国道10号、国道223号、国道504号が通っており、隼人西・隼人東インターチェンジ及びJR日豊本線、肥薩線が接続する隼人駅を有しています。
- ② 人口は、平成27年国勢調査によると37,898人で増加傾向にあり、高齢化率は24.7%となっています。
- ③ 天降川が形成した肥沃な低地は農地として利用され、市街地では商・工業用地、住宅地などとしての土地利用がなされています。
- ④ 鹿児島神宮などの貴重な歴史・文化的資源が残されているほか、優れた泉質である日当山温泉郷や妙見・安楽温泉郷は、観光地として親しまれています。
- ⑤ 隼人駅や見次交差点周辺の市街地は、隼人市民サービスセンターや図書館、学校、金融機関などの公共施設や商業施設等が多く集積し、隼人駅東地区では土地区画整理事業^{※1}による新たな市街地整備が進められています。
- ⑥ 地域の大部分は隼人都市計画区域^{※2}に指定され、一部に用途地域^{※3}が定められています。



※1 土地区画整理事業 / 道路、公園、下水道などの公共施設の未整備な市街地や今後市街化が予想される地区において、道路や公園などの公共施設を整備、改善し、宅地の区画や形状を整える市街地開発事業。

※2 都市計画区域 / 都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域が指定される。

※3 用途地域 / 都市計画法に規定された地域地区のうち最も基本となるもので、地域に応じて建築物の用途や高さ等の形態について、一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。霧島市では、国分、溝辺、隼人地域の一部に用途地域が指定されている。

(2) 主要課題

- ① 市街地には、公共公益施設や商業施設が集積していますが、隼人駅を挟み駅東西が鉄道で分断され、駅西側は公共公益施設や既存商店街が集積するものの空き店舗が増加するなど、商業機能の低下が進んでおり、新たな市街地整備と併せ、拠点性の強化やまちの活性化の取組が求められています。
- ② 人口の増加や郊外型商業施設^{※4}の増加などに伴う交通量の増大により、幹線道路の一部では慢性的な交通渋滞が発生しており、既存道路の拡幅やバイパス道路の整備など、渋滞解消が課題となっています。
- ③ 近年多く見られる記録的な集中豪雨に伴い、天降川など河川沿いの市街地において発生している浸水被害の早期解消が課題となっています。



■ 区画整理事業が進む隼人駅東と隼人市街地

7-2 将来の整備目標

(1) 将来イメージ

文化と産業と豊かな自然環境が融合した
健康で生きがいのある、安全で快適なまち

(2) 整備目標

- ① 本市のまちの顔・玄関口である都市核では、主要な都市機能^{※5}の集積を図り、拠点性の強化と定住化の促進を図ります。
- ② 隼人道路や東九州自動車道のインターチェンジ周辺は、交通利便性を生かした「広域交通拠点」としての形成を図ります。
- ③ 幹線道路の交通渋滞緩和対策及び市街地地域の治水対策を推進し、快適で魅力的な定住環境づくりを進めます。

※4 郊外型商業施設 / 大きな駐車場を持ち郊外に立地する、たくさんの小売店舗や飲食店、サービス業などが入居する商業施設。

※5 都市機能 / 居住、商業、工業、文化、教育、医療、保健、福祉、レクリエーション、行政、交通といった都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する役割。

7-3 まちづくりの整備方針

(1) 土地利用

1) 商業系

- ① 隼人駅や見次交差点の周辺を中心とした市街地を、本市の主要な商業・業務地として、商業施設や業務施設等の集積を図ります。
- ② 日当山・姫城地区は、観光地としての魅力のある商業地域の形成を目指すとともに、周辺に住宅が多く立地していることに十分配慮しつつ、地域に密着した商業地域を形成します。
- ③ 見次・真孝地区等の国道 223 号沿道や隼人駅周辺などを、生活圏のサービス需要に対応するための近隣商業地として、効率的な配置を促進するとともに、その機能の維持・拡充を図り、生活利便性の向上に努めます。

2) 住居系

- ① 隼人塚団地や住吉地区等の既存の低層住宅地については、引き続き住環境の維持・保全を図ります。
- ② 一定規模の生活利便施設^{※6}と中低層の住宅を主体とする一般住宅地においては、用途地域^{※3}内の農地、空き家・空き地等の有効活用を図るとともに、住宅需要に応じた用途地域の見直し等を適宜検討し、市街地における定住促進を図ります。

3) 工業系

- ① 真孝や内地区等に立地する工業用地については、引き続きその機能を維持するとともに、必要に応じて拡充を図ります。
- ② 鹿児島臨空団地への企業誘致を進めるとともに、インターチェンジ周辺など、交通利便性の高い地区における工業・流通業務地としての土地利用を検討し、有効利用を促進します。
- ③ 隼人港周辺においては、企業立地条件に恵まれた地区であることから、周辺環境に十分配慮し、工業・流通業務地としての土地利用を検討します。

4) その他

- ① 真孝地区の西部や隼人東インターチェンジ北側等の用途地域周辺の市街化適正誘導区域については、秩序ある土地利用に向けた用途地域制度等について検討するとともに、都市基盤の整備や緑化の促進等により良好な住環境等の形成を図ります。
- ② 用途地域、市街化適正誘導区域等を除く市街地近郊地域や、台地・丘陵地域については、無秩序な市街地の拡大を抑制するエリアとして位置付け、自然と調和した地域環境の維持に努めます。

※6 生活利便施設 / 住宅の周辺にある、生活に必要な諸々の施設のこと。銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街、飲食店、クリーニング店、コンビニエンスストア等。

- ③ 農業施策との連携を図りながら、農業生産基盤の整った優良農地の保全と生産性の向上に努めるとともに、農業生産基盤未整備地区における整備について検討します。
- ④ 嘉例川周辺の北西部から西部へ連なる森林は、大気の浄化や水源涵養^{※7}機能のほか、空港と市街地との緩衝地帯としての機能を担っていることから適切な維持管理に努め、健全な森林としての保全を図ります。

(2) 市街地整備及び住環境整備

- ① 浜之市地区土地区画整理事業^{※1}の早期完了を目指すとともに、隼人駅周辺地区については、隼人駅東地区土地区画整理事業の推進や、都市再生整備計画事業^{※8}の導入により、主要な都市機能^{※5}の誘導や、駅東西のネットワークを構築し、利便性の高い魅力ある都市拠点の形成を図ります。
- ② 住吉及び姫城地区など、古くからの集落が市街化した地区では、住宅の建替えにあわせた狭隘^{きょうあい}道路の解消やオープンスペースの確保等を誘導し、安全で快適な住環境の向上を促進します。

(3) 交通

- ① 渋滞解消を図るバイパス道路や他地域間を結ぶ広域的なアクセス道路など、総合的な道路ネットワーク体系の実現を目指します。
- ② 広域間を連絡する高規格幹線道路^{※9}である隼人道路、東九州自動車道の4車線化の整備を促進するとともに、国道10号、国道223号、国道504号については、地域間を結ぶ主要幹線道路として、整備促進を図ります。
- ③ 都市計画道路^{※10}については、駅東線、富隈線の早期完了を目指し、隼人港線、日当山線の整備を推進します。また、浜之市線（国道10号）、隼人インター線（主要地方道隼人港線）の整備を促進します。
- ④ 鉄道、路線バス、市街地循環バス等の連携を図るなど地域公共交通の見直しを行い、日常生活において公共交通を必要とする市民の移動環境の向上及び利用促進を図ります。

(4) 水とみどり

1) 河川

- ① 近年多く見られる記録的な集中豪雨に伴う洪水・浸水等に対応するため、計画的な河川の整備を進めるとともに、霧島市雨水管理総合計画^{※11}に基づく整備を図ります。

※7 水源涵養 / 雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調整する機能。

※8 都市再生整備計画事業 / 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とした事業。

※9 高規格幹線道路 / 自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。

※10 都市計画道路 / 都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために都市計画で定められる道路。

※11 霧島市雨水管理総合計画 / 平成29年(2017年)7月に国が公表した雨水管理総合計画策定ガイドラインに基づき下水道による浸水対策ハード対策とソフト対策の組合せを実施すべき区域や対策目標等を定めたもの。平成31年(2019年)3月策定。

- ② 天降川については、天降川ふるさとの川河川公園などの魅力ある親水空間の形成を図るとともに、奥天降渓流域においては、地域資源を活かした魅力ある空間の創出を目指します。

2) 公園・緑地

- ① 浜之市地区土地区画整理事業^{※1} 区域内及び隼人駅東地区土地区画整理事業区域内に身近な公園の確保を図るとともに、維持管理については、地域住民との協働を検討します。
- ② 既存の公園や緑地は、憩いの場、健康づくりの場として、ユニバーサルデザイン^{※12} の考え方に基づいた施設の整備や、霧島市公園施設長寿命化計画^{※13} に基づいた計画的な施設の更新を図ります。

(5) 供給・処理施設

- ① 公共下水道の国分隼人処理区については、整備計画に基づき完成を目指すとともに、施設の適正な維持管理を行います。また、公共下水道事業^{※14} の予定されていない区域においては、合併処理浄化槽の転換促進を図ります。
- ② 水道施設並びに隼人糸走不燃物処分場及び霧島市南部し尿処理場の適正な維持管理に努めます。

(6) 都市環境

- ① 土地利用の適正な規制・誘導と市民・事業者・行政の協働により、寺社の緑地や市街地内の緑地の保全に努めます。
- ② 錦江湾に面する小浜海岸は、海辺のレクリエーションの場・海洋性観光レジャーの場としての活用について検討します。

(7) 都市景観

- ① 嘉例川や天降川周辺の緑豊かな自然的景観、鹿児島神宮や隼人塚史跡、嘉例川地区にみられる歴史・文化的景観、平野部に広がる市街地景観といった本地域の特色ある景観を地域の誇りとし、市民・事業者・行政の協働により保全・形成を図ります。
- ② 鹿児島県屋外広告物条例^{※15} に基づき、幹線道路沿道における屋外広告物の規制・誘導を行い、美しい景観の形成を図るように努めます。

※12 ユニバーサルデザイン / バリアフリーが障壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。

※13 霧島市公園施設長寿命化計画 / 公園施設の事故等を未然に防ぎ、長持ちさせるための維持管理や、適切な時期での施設更新を進めるために策定した計画。平成26年(2014年)3月策定。

※14 公共下水道事業 / 汚水の処理と雨水の排除による浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という機能を果たすため、公営企業として公共下水道・集落排水・浄化槽等を運営する事業で、国分隼人処理区で公共下水道を実施している。

※15 鹿児島県屋外広告物条例 / 良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物法に基づいて屋外広告物を適正に規制するための条例。昭和39年(1964年)制定。

- ③ 妙見・安楽温泉郷周辺は、観光レクリエーション拠点として、水と緑が調和した、美しい景観の形成を図るよう努めます。
- ④ 鹿児島神宮周辺や日当山・姫城地区について、霧島市景観計画^{※16}に基づく育成地区への位置付けを検討し、良好な景観の保全・形成を図ります。

(8) 都市防災

- ① 土砂災害のおそれのある箇所について、県や関係者と連携して、土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、ハザードマップ^{※17}による土砂災害警戒区域等の危険の周知、警戒避難体制の整備・充実、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策を推進します。
- ② 地域内を流れる河川や水路の洪水氾濫による被害の未然防止のため、ハード対策と併せ、洪水ハザードマップの周知など、警戒避難体制の整備・充実を図ります。
- ③ 高潮・津波等による災害防止のため、情報伝達や警戒避難体制の整備、地域住民への意識啓発の推進など、ソフト面での対策を講じます。
- ④ 国道10号、国道223号、国道504号等の緊急輸送道路^{※18}においては、防災機能の確保に努めます。また、住宅・建築物の耐震化・不燃化を促進します。
- ⑤ 市民・事業者・行政の協働により防災意識の向上及び地域防災力の強化を図り、災害時の被害軽減に努めます。

※16 霧島市景観計画 / 景観法に基づく景観行政団体として本計画を策定し、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取組を推進することにより、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならではの」まちづくりを目指すもの。平成24年(2012年)9月策定。

※17 ハザードマップ / 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

※18 緊急輸送道路 / 災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

■ 隼人地域まちづくり方針図



凡例

土地利用		低層住宅地
		一般住宅地
		商業・業務地
		近隣商業地
		沿道サービスゾーン
		工業地
		流通業務ゾーン
		大規模施設
		市街地近郊地域
		台地・丘陵地域
	山岳地域	
	集落地	
	農用地	

土地利用		保安林
		自然公園
		市街化適正誘導区域
		用途地域指定区域
		都市計画区域（現行）
交通		都市計画区域（拡大案）
		高規格幹線道路
		インターチェンジ
		主要幹線道路
		幹線道路等
	整備予定路線	
	構想路線	

交通		鉄道・駅
		港湾
		近隣公園
公団市		街区公園
		下水道事業計画区域
その他		工業団地
		ふれあい拠点
		拠点となる重要な緑地
		河川
		地域界
	行政界	

■ 隼人地域まちづくり方針図（拡大図）



凡例

土地利用		低層住宅地
		一般住宅地
		商業・業務地
		近隣商業地
		沿道サービスゾーン
		工業地
		流通業務ゾーン
		大規模施設
		市街地近郊地域
		台地・丘陵地域
	山岳地域	
	集落地	

土地利用		農用地
		保安林
		市街化適正誘導区域
		用途地域指定区域
		都市計画区域（現行）
		高規格幹線道路
		インターチェンジ
		主要幹線道路
		幹線道路等
		整備予定路線
交通		構想路線
		鉄道・駅
		港湾
		港湾

公都園市		近隣公園
		街区公園
		下水道事業計画区域
その他		工業団地
		ふれあい拠点
		拠点となる重要な緑地
		河川
		地域界
		行政界